

【問題】

家庭裁判所は、本人の請求によって後見開始の審判をすることができない。

画面をタップして【解答】を見る →

問 1 解答・解説



【解説・根拠】

精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人等の請求により、後見開始の審判をすることができる（民法7条）。したがって、本人の請求によっても後見開始の審判をすることができる。

画面をタップして【次の問題】へ →

【問題】

家庭裁判所は、後見開始の審判をする場合であっても、本人の生活の状況等を考慮し、成年後見人を付さないことができる。

画面をタップして【解答】を見る →

問2 解答・解説



【解説・根拠】

家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する（民法843条1項）。本人の生活の状況等は成年後見人の適格性を判断するにあたって考慮すべき事情であり、成年後見人を付さないこととすることはできない（同条4項）。

画面をタップして【次の問題】へ→

【問題】

家庭裁判所は、精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者について、後見開始の審判をすることができる。

画面をタップして【解答】を見る →

問3 解答・解説



【解説・根拠】

精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、保佐開始の審判の対象となり（民法11条本文）、後見開始の審判の対象とはならない（民法7条）。

画面をタップして【次の問題】へ→

【問題】

家庭裁判所は、本人の同意がない場合には、本人以外の者の請求により、本人が特定の法律行為をするには補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができない。

画面をタップして【解答】を見る →

問 4 解答・解説



【解説・根拠】

本人以外の者の請求により補助開始の審判（補助人の同意を要する旨の審判等を含む）をするには、本人の同意が必要ではない（民法15条2項）。

画面をタップして【次の問題】へ→